

# 令和6年度スポーツを通じた被災地交流事業(岩手県企画)催行等業務委託(その2)仕様書

## 1 目的

本仕様書は、スポーツを通じた被災地交流事業実行委員会(以下「甲」という。)が受託者(以下「乙」という。)に委託するスポーツを通じた被災地交流事業(岩手県企画)催行等業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

## 2 事業目的

東京都、岩手県、宮城県及び福島県(以下「各都県」という。)の子どもたちを岩手県に招待し、スポーツを通じた交流を実施することにより、東日本大震災以降、スポーツを通じて築いてきた絆をレガシーとして継承するとともに、岩手県の魅力や東日本大震災からの復興の姿を伝えるため、本業務を委託する。

なお、令和6年度スポーツを通じた被災地交流事業(岩手県企画)(以下「交流事業」という。)は次の概要のとおり開催する。

(1) 主催者 スポーツを通じた被災地交流事業実行委員会

(2) 会場 釜石鶴住居復興スタジアム(岩手県釜石市) 他

(3) 日程 令和6年9月14日(土)～同月15日(日)

うち交流試合は9月14日(土)に実施

(4) 参加者 80名程度(児童68名程度、引率12名程度)

各都県の小学生ラグビーチーム(小学5・6年生)

1チーム20名程度(児童17名、引率3名)

各都県1チームずつの参加

詳細は各都県参加者数確定後、甲及び参加者と調整し、必要な手配を行うこと。

## (5) 実施内容

ア ラグビー交流

・交流試合

・ラグビークリニック

イ 震災学習

・東日本大震災津波伝承館(陸前高田市)での震災学習等

ウ 岩手県の魅力体験

・アクティビティ体験等

## 3 委託業務期間

契約確定の日の翌日から令和6年12月27日までの期間

## 4 委託業務概要

交流事業では、各都県の子どもたちを岩手県に招待し、参加者同士のラグビー交流、震災学習、岩手県の魅力体験等を実施する。本業務委託では交流事業の実施にあたり、交流事業の行程を踏まえた全体の企画立案や事業の日程管理を実施の上、参加者等の移動手段及び宿泊場所等を手配し、円滑な運営を行う。

なお、本事業のラグビー交流の実施に当たっては、一般社団法人岩手県ラグビーフットボール協会と連携し、本仕様書に定める事項について対応すること。

## 5 委託業務内容

### (1) 移動手段の手配

各都県の参加者等について、以下のとおり移動手段を手配すること。原則として、バス1台に1チームが乗車することとする。

ア 日 程 令和6年9月14日(土)～令和6年9月15日(日)

イ 移動手段 東京都 新幹線(児童17名、引率3名)及びバス1台(20名程度で乗車予定)  
岩手県 バス1台(20名程度で乗車予定)  
福島県 新幹線(児童17名、引率3名)及びバス1台(20名程度で乗車予定)  
宮城県 バス1台(20名程度で乗車予定)

各都県参加者の行程等(予定)は以下のとおり。なお、参加者の集合・解散場所、時間等は予定であり、詳細は、各都県参加者決定後、甲及び参加者と調整すること。

なお、バスの配車・運行時に生じる経費(高速道路・有料道路利用料金、駐車料金等)は、本仕様書に基づき積算し、本契約代金に含めること。

| 東京都                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9月14日(土)<br>7:16 東京駅(はやぶさ 101 号)⇒9:50 新花巻駅⇒12:00 釜石鶴住居復興スタジアム(ラグビー交流)⇒18:00 夕食(陸前高田市内)⇒19:00 陸前高田市内宿泊地                            |
| 9月15日(日)<br>9:00 陸前高田市内宿泊地近隣で岩手県の魅力体験⇒11:30 東日本大震災津波伝承館(陸前高田市内)⇒12:00 昼食(陸前高田市内)⇒15:48 一関駅(やまびこ 62 号)⇒18:24 東京駅(解散)               |
| 宮城県                                                                                                                               |
| 9月14日(土)<br>8:30 宮城県仙台市内(集合場所)⇒12:00 釜石鶴住居復興スタジアム(ラグビー交流)⇒18:00 夕食(陸前高田市内)⇒19:00 陸前高田市内宿泊地                                        |
| 9月15日(日)<br>9:00 陸前高田市内宿泊地近隣で岩手県の魅力体験⇒11:30 東日本大震災津波伝承館(陸前高田市内)⇒12:00 昼食(陸前高田市内)⇒19:00 宮城県仙台市内(解散)                                |
| 福島県                                                                                                                               |
| 9月14日(土)<br>7:38 福島駅(やまびこ 51 号)⇒9:05 新花巻駅⇒12:00 釜石鶴住居復興スタジアム(ラグビー交流)⇒18:00 夕食(陸前高田市内)⇒19:00 陸前高田市内宿泊地                             |
| 9月15日(日)<br>9:00 陸前高田市内宿泊地近隣で岩手県の魅力体験⇒11:30 東日本大震災津波伝承館(陸前高田市内)⇒12:00 昼食(陸前高田市内)⇒15:48 一関駅(やまびこ 62 号)⇒16:47 福島駅(解散)⇒17:05 郡山駅(解散) |
| 岩手県                                                                                                                               |
| 9月14日(土)<br>12:00 釜石鶴住居復興スタジアム(ラグビー交流) ⇒18:00 夕食(陸前高田市内)⇒19:00 陸前高田市内宿泊地                                                          |
| 9月15日(日)<br>9:00 陸前高田市内宿泊地近隣で岩手県の魅力体験⇒11:30 東日本大震災津波伝承館(陸前高田市内)⇒12:00 昼食(陸前高田市内)⇒15:00 釜石市内(解散)                                   |

### (2) 宿泊の手配

ア 参加者 80 名程度(児童 68 名程度、引率 12 名程度)の宿泊施設を手配すること。

イ 一泊一食(朝食)付きとすること。

ウ 宿泊は岩手県陸前高田市周辺の宿泊施設であって、甲と協議の上手配する。乙は宿泊施設への支払い手続き並びに宿泊人数及び部屋割り等の連絡等の宿泊施設との一切の調整を行うこと。なお、各都県参加者が同一会場で食事できる場所を用意することとし、食事の内容は甲と協議の上、決定すること。

### (3) 食事の手配

ア 9月14日(土)ラグビー交流前後の補食として、参加者80名程度の軽食(500ミリリットル飲料1人あたり2本を含むこと)を手配すること。

イ 9月14日(土)夕食は陸前高田市において岩手県産食材を使用したものを参加者80名分、提供すること。(岩手県産食材のPRにつながるよう、積極的に県産食材を活用すること。)

ウ 9月15日(日)昼食については、陸前高田市内の観光施設等において参加者80名が一同に食事ができる場所を確保した上で、人数分の昼食を手配すること。

### (4) ラグビー交流

一般社団法人岩手県ラグビーフットボール協会等と連携し、ラグビー交流(試合を含む)を企画し、実施すること。

#### ア 概要

(ア) 日 時 令和6年9月14日(土)13:30~16:30

(イ) 会 場 釜石鶴住居復興スタジアム(グラウンド使用料及び設備使用料は乙が負担すること。)

(ウ) 内 容 ラグビークリニック・交流試合

(エ) ラグビー交流の運営は、一般社団法人岩手県ラグビーフットボール協会が行う。乙はラグビー交流の運営にあたり、同協会と連携して業務を進めること。

#### イ ラグビー交流に係る手配

(ア) 会場の設営に必要な物品の手配は、一般社団法人岩手県ラグビーフットボール協会と連携の上、会場に備え付けの椅子、テーブル及びテント等の利用に関して、施設管理者と調整し、調達すること。

(イ) 一般社団法人岩手県ラグビーフットボール協会の運営スタッフへの日当として1人当たり3,000円を支払うこと。なお、前日の会場設営を含む運営スタッフとして延べ20人程度を見込むこと。

(ウ) 審判と運営スタッフへの日当として1人当たり10,000円を支払うこと。なお、審判と運営スタッフとして7人程度を見込むこと。

(エ) 上記運営スタッフ並びに審判等への昼食として、必要な個数の弁当(お茶含む)を手配すること。

(オ) 釜石鶴住居復興スタジアムのグラウンド使用料及び設備使用料について、施設管理者へ支払うこと。当該費用として50,000円程度を見込むこと。

(カ) アイシング及び熱中症対策として氷を手配すること。また、保管用の発泡スチロール容器を手配すること。

(キ) 参加記念となるようなオリジナル試合球を制作すること。デザインは甲と協議し決めること。サイズは小学生用の試合球とし、4個作製すること。

## (5) 震災学習

- ア 東日本大震災津波伝承館(陸前高田市)が提供する震災学習に係る手配を行うこと。
- イ 東日本大震災津波発災当時における被災体験講話を研修プログラムに組み入れ、研修受講料及び研修室設備使用料は乙が負担すること。

## (6) 岩手県の魅力体験

- ア 陸前高田市内の沿岸部周辺において、岩手県の魅力体験(アクティビティ体験等)の企画案を提出し、委託者の承認を得た上で実施すること。また、その体験料は乙が負担すること。
- イ 記念品として、1人あたり税抜き1,000円以内の岩手県の特産品を参加者80名程度分手配すること。なお、記念品は甲と協議して決めること。

## (7) アンケートの実施

交流事業の当日、参加者に対し交流事業についてのアンケートを行い、終了後に回収すること。なお、アンケート項目については甲と協議の上作成することとし、アンケート用紙及び実施に必要な備品は乙が用意すること。アンケート実施に当たっては、必要に応じて参加者へ記入を促すアナウンスを行うなど、回収率を高めるよう努めること。回収したアンケートについては、集計の上、集計結果及び原本を甲に提出すること。

## (8) 感染症対策

手指消毒等、必要に応じ、基本的な感染症対策を講ずること。

## (9) 中止時の対応

荒天等を理由に、やむを得ず事業又は事業の一部を中止する場合がある。中止に伴う対応については、合理的な範囲において甲との減額等に係る協議に応じるものとする。

## (10) その他

- ア 乙は、甲乙の双方を被保険者とする国内旅行傷害保険に加入すること。  
また、参加者等の怪我や事故等が発生した場合に備え、本事業の展開イベント全てに補償できる対策を講じること。  
なお、補償内容等については、委託者と協議し、万一事故等が発生した場合には、誠意ある対応を行うこと。
- イ 業務全体の進捗管理を適切に行うこと。
- ウ 都県スタッフ用の運営マニュアル(電子データ及び紙10部)及び参加者用の冊子(電子データ及び紙100部)を作成すること。なお、都県スタッフ用の運営マニュアルは25ページ程度、参加者用の冊子は22ページ程度とし、本事業の運営・参加にあたり必要な事項を含めて作成すること。
- エ 各都県の集合場所から解散場所まで添乗する人員を配置すること。
- オ 契約後に参加者数及び行程が変更になった場合は、甲乙間において、契約金額の変更等のための協議を行う。その際、本業務について、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行完了部分に対する代金相当額を受託者からの請求に基づき支払うものとする。

## 6 成果品(実績報告書)

本事業終了後、委託期間中に行った全ての活動に関して実績報告書を作成すること。実績報告書には、目次、概要、組織図(体制図)、全体スケジュール実績、ラグビー交流・震災学習・魅力体験の実績、輸送・宿泊・食事の実績、準備物品・備品一覧、アンケート集計結果、その他必要事項を網羅することとし、交流事業において記録写真を撮影し、撮影した写真データを活用して、当日の様子が分かるよう

に作成すること。

また、本事業にかかる報道内容について、調査(新聞、雑誌、テレビ、web 等)を行い、実施報告書に掲載すること。

なお、交流事業において撮影した記録写真のデータを甲に納品すること。納品された写真データは、甲の構成員である各都県において、広報等で使用する場合があります。

- (1) 数 量 4 部及び電子データ
- (2) 製 版 カラー両面印刷
- (3) 写真データ 電子データ (DVD 等 4 枚)

## 7 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

### (1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ア 実行程表(作業スケジュール)
- イ 業務実施体制図
- ウ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

### (2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ア 完了届
- イ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

## 8 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲(構成員のうち特に岩手県)との間で随時打合せを行うものとする。  
また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。

## 9 支払い方法

業務完了後、甲が履行を確認した後、乙からの適法な請求書に基づき、一括で支払う。

## 10 その他

- (1) 本委託契約に係る全ての成果物等の著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)は甲に帰属することとし、本委託事業により得られる著作物の著作権者人格権について、乙は将来にわたり、行使しないこととし、また、乙は制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないこと。
- (2) 本業務に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、乙の責任と費用をもって処理するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、定めることとする。  
但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。
- (4) 個人情報を取り扱う事務に係る委託契約特記事項について仕様書別紙 1 を遵守すること。
- (5) 東京都グリーン購入推進方針、環境により良い自転車について仕様書別紙 2 を遵守すること。

## 11 担当

スポーツを通じた被災地交流事業実行委員会事務局

(東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部スポーツ課)

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 電話 03-5320-7714

## 個人情報を取り扱う事務に係る委託契約特記事項

### (個人情報の帰属)

第1条 本業務の履行に際してスポーツを通じた被災地交流事業実行委員会（以下「委託者」という。）が受託者に貸与するデータ、帳票、資料等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報並びに委託管理上委託者が保有する必要のある個人情報は、全て委託者の保有する個人情報とする。

### (受託者の責務)

第2条 受託者は、本業務の履行に際して取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守して取り扱う義務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払う。

2 前項の規定により受託者が負う責務及び秘密保持に必要な事項のうち、委託者の保有する個人情報に係る事項は、次の各号による。

- (1) 委託者の保有する個人情報の目的外利用及び第三者への提供等を行うことの禁止
- (2) 再委託を行う場合は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容及び事業執行場所を委託者に通知し承諾を得た上で、再委託先にも本条と同様の秘密保持に関する取扱いとする責務を課し、遵守させること。

また、当該再委託に係る個人情報の安全管理が図られるよう、当該再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- (3) 委託者の保有する個人情報の複写及び複製の禁止

なお、委託者の保有する個人情報の複写又は複製を行う場合は、あらかじめ委託者の承諾を得た上で、複写又は複製の範囲を最小限に止めること。

- (4) 個人情報の授受、保管及び管理については、個人情報の紛失、消滅、毀損等の事故を防止するため、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に格納する等、適正に管理等を行うこと。
- (5) 個人情報保護に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者が、厳重な注意を払い委託者の保有する個人情報を管理すること。
- (6) 前号の業務責任者は、委託者の保有する個人情報を取り扱う業務に従事する者に対して、事前に個人情報保護に関する教育や研修を行うこと。
- (7) 委託者が必要に応じて行う委託者の保有する個人情報の管理状況についての立入調査に対応すること。
- (8) 事故発生時には速やかに委託者に報告すること。

なお、委託者は、必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表

を行うことができる。

(9) 本業務履行中に不良品又は不用品が発生したときは、その発生数量及び発生原因を委託者に報告し、その処分について委託者と協議すること。

(10) 業務終了後又は委託者が請求したときは、委託者が提供した個人情報の記載・記録された資料等について、速やかに委託者に返還すること。

(11) 前号に規定する委託者が提供した資料等以外の業務に係る個人情報については、業務終了後、適正に廃棄又は消去し、廃棄又は消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報・数量・消去方法・消去日等を書面で委託者に報告すること。

(契約解除及び損害賠償)

第3条 委託者は、受託者が関係法令や前二条の個人情報保護に関する義務規定に違反し又は義務を怠ったときは、受託者に対して契約書等にある契約解除及び損害賠償請求等の措置を行うものとする。

(その他)

第4条 受託者は、本特記事項の解釈等、個人情報の取扱について疑義を生じた場合、その都度委託者に確認し、本業務を行うこと。

以上

## 1 東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。その際、可能な限り、製品やサービスの生産から流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

### <製造段階での環境配慮>

- (1) 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- (2) 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- (3) 再生しやすい材料を使用したもの

### <使用段階での環境配慮>

- (4) 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- (5) 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- (6) 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

### <廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- (7) 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- (8) 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- (9) 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

### <その他の環境配慮>

- (10) 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの。
- (11) 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- (12) その他

## 2 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。